

答 申 の 概 要 - 諮問第 118 号 ( 特定の個人の教員採用試験結果 ) -

件 名	特定の個人の教員採用試験結果の非開示決定に対する異議申立て ( 諮問第 118 号 )
対象公文書	平成 15 年度静岡県教員採用選考試験第一次選考資料のうち異議申立人に係る部分
非開示理由	条例第 7 条第 2 号 ( 個人情報 )
実施機関	教育委員会 ( 義務教育課 )
諮問期日	平成 14 年 9 月 26 日
主な論点	本人から情報公開条例に基づき自己情報の開示請求があった場合、特段の配慮が必要か。

審査会の結論

本件公文書を非開示とした教育委員会の決定は妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の内容

本件公文書は、平成 15 年度教員採用選考試験の結果をとりまとめた書類であり、異議申立人の氏名、受験番号、卒業年、性別、年齢、出身大学、出身地、試験教科別の得点等が記載されている。

2 条例第 7 条第 2 号 ( 個人情報 ) 該当性

本件公文書は、教員採用選考試験を受験した特定の個人の氏名、受験番号等を示すものであることから、全体として条例第 7 条第 2 号本文の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、特定の個人に係る教員採用選考試験の結果が記載されているという本件公文書の性格からすると、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、本件公文書は、条例第 7 条第 2 号に該当し非開示とすべきものであると認められる。

ところで、条例第 8 条第 2 項は、条例第 7 条第 2 号に該当する情報であっても、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分 ( 以下「個人識別部分」という。 ) を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。しかし、本件の開示請求は、特定の個人の氏名を示して行われたものであることから、当該個人の氏名、受験番号等の個人識別部分を除いたとしても、個人識別性を除くことはできないため、条例第 8 条第 2 項による部分開示はできず、非開示が妥当である。

3 本人による自己情報の開示請求について

異議申立人は、受験者本人が自己の得点を知ることは当然の権利であるから、本件公文書を開示すべきであると主張する。しかし、条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求の目的を問わず等しく開示請求を認めるものである。したがって、開示決定等に当たっては、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は考慮されないものである。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、条例第 7 条第 2 号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非開示とするのみで、本人からの開示請求であった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。したがって、本人からの請求であっても、条例第 7 条第 2 号に該当し非開示とすべきものである。